

# 公益社団法人群馬県柔道整復師会

## 役員報酬及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県柔道整復師会（以下「本会」という）の定款第31条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつてその名称の如何を問わない。

費用とは明確に区分されるものとする。

- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費等を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。尚、別表第4の通りとする。

### (報酬の支給及び支給日)

第3条 本会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事の報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。監事に対しては、職務に従事した日時を記録し、月末に計算して翌月に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の役員の報酬額は、総会において定める総額の範囲内で別表第1、別表第2のと通りの支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額、及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は、負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律に整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。
3. この規程は、平成28年5月15日から一部改正し施行する。
4. この規程は、令和2年5月17日から一部改正し施行する。

別表第1	「常勤役員の報酬」	
会長	250,000	円
別表第2	「非常勤役員の報酬」	
(月額)		
副会長	25,000	円
専務理事	50,000	円
常務理事	25,000	円
理事	20,000	円
部員	15,000	円
上記以外の役員		
(会務出席の都度)		
半日	4,000	円
1日	8,000	円
県外出張	11,000	円
別表第3	会館までの総キロ×2×35円	